

# 社会福祉法人和福社会 行動計画

(次世代法・女性活躍推進法一体型)

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：将来の育成を目的とした研修・訓練を年2回以上実施する。

## <対策>

- 令和4年 4月～ 職員全体または職種、役割に応じて研修を行い、個人の成長を促しスキル向上に取り組み、全体で共有を図る。外部研修や外部講師等にも対応していく。

目標2：年次有給休暇の取得を促進し、計画終了までに取得率5%アップができる様な職場環境を整える。

## <対策>

- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和4年12月～ 各部署において連続休暇取得に向けた検討を行う。
- 令和5年 6月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和5年12月～ 年次有給休暇を利用した連続休暇取得を開始し取得率向上に向け取り組む。